

# 「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正（素案）について

## 1. 現行条例の制定経緯

昭和60年代から千葉県内においても建設発生土による埋立て等が急増したことから、千葉県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「県残土条例」という。）を平成10年1月1日から施行しています。

本市においても、県残土条例の適用面積外である部分（3,000㎡未満）を補完すべく「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「市残土条例」という。）を平成10年4月1日から施行しましたが、その後、全国各地における3,000㎡以上の大規模な埋立て等事業において、無許可による産業廃棄物や汚染物質の混入等が発生し、土壌や地下水の汚染等による自然環境並びに生活環境への影響が懸念され、大きな社会問題となっていました。

このような中、木更津市では平成22年10月1日から、県残土条例の適用除外を受け、市残土条例にて自らの行政区域の環境を守る取り組みを行って参りました。

近年の市残土条例の改正経緯については、平成29年に再生土等の定義の追加、令和7年に刑法改正に伴い、懲役刑及び禁固刑を拘禁刑へとする改正を行っております。

## 2. 今回の改正趣旨

本市では近年、無許可で再生土や残土の埋立て事業を行い、逮捕者が出る事案が市で発生し、地域住民からは土壌汚染及び土砂崩落等を懸念する声をいただいております。このようなことから市残土条例において規制範囲の見直しや、許可条件の変更などを行うものです。

また、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年に改正され、千葉県においても令和7年5月26日から市内全域が規制区域とされたことにより、市残土条例との調整を図るものです。

### 3. 県内の状況

県内では、県残土条例のほかに独自の条例を持つ市町村は、本市を含む53自治体となっています。

(資料1)

### 4. 埋立て現場



### 5. 今回の市残土条例の改正内容

改正内容の主要部分は次のとおりです。

#### ① 条例の題名及び目的などの改正

##### ・ 条例の題名改正

千葉県管轄である「宅地造成及び特定盛土等規制法」が、令和7年5月26日から市内全域が規制区域とされたことに伴い、危険な盛土については同法律にて包括的に規制することとなったため、「災害の発生の防止」の部分については、市条例と目的が重複しているため、題名及び目的の条文などを改正します。

##### 【題名部分】

現 「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

新 「木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」

##### 【条文部分】

「災害の発生」に係る部分を削除した条文に改正します。

② 定義の改正

- ・再生砕石の規制面積について

再生砕石については、改正前では規制はありませんでしたが、今後は規制面積に含まれる改正をいたします。

- ・規制範囲の変更

現行条例では、500㎡以上からが規制対象でしたが、原則500㎡未満についても届出を必要とする改正を行います。

(資料2)

③ 事業者の責務の改正

埋立て事業において、周辺住民の不安を取り除くため、事業者が周辺住民に対して説明責任を明確にした条文を追加します。

④ 特定事業の許可等の改正

埋立て事業に関する適用除外規定を規則で定める改正をします。

⑤ 特定事業に係る土地所有者等の同意の改正

地域森林計画対象区域または水道水源保護地域で3,000㎡以上の特定事業を行う場合、土地所有者の同意及び周辺住民の10分の8以上の承諾を必要とする内容をより明確化するため、規則から条例へ移行します。

⑥ 許可の基準の改正

- ・暴力団の排除等の明確化

埋立て事業に関わる暴力団関係者等の排除について、明確化します。

- ・再生土の禁止について

500㎡を超える事業については、再生土の埋立てを禁止します。

⑦ 標識の設置等の改正

現行条例では標識の設置については3,000㎡以上となっていましたが、全ての届出及び許可案件について、標識の設置を義務化します。

⑧ 特定事業の廃止及び特定事業の完了の改正

現行条例では届出について廃止及び完了の報告は必要ありませんでしたが、新条例では届出についても報告をするよう改正します。

⑨ 罰則の改正

500㎡未満も届出が必要な条例改正がされるため、罰則規定に追加します。

⑩ 新規定（現行条文に無いもの）

・許可に関する意見の聴取

条例に基づき、申請者に暴力団もしくはそれに属する者が含まれていないか、警察に意見聴取できる規定を設けます。

・条例に基づく調査権

条例に基づき、官公署その他関係機関に調査を行える規定を設けます。

・公表

悪質な事業者と認められた場合、事業者を公表できる規定を設けます。

6. 今後のスケジュール（予定）

- |   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 意見公募 | 令和8年3月20日（金）～令和8年4月18日（土）          |
| 2 | 議案上程 | 令和8年9月定例会                          |
| 3 | 条例施行 | 令和9年4月1日<br>（罰則に関係しない規定については、公布の日） |

7. 添付資料

資料1：市町村条例制定状況

資料2：規制体系図